【参考】

情報処理運営協議会運営規程

[平成20年10月1日]

(目的)

第1条 この規程は、取締役会規程(平成20年基本規程第2号)第15条の規定 に基づき、取締役会の諮問機関として情報処理運営協議会を設置するととも に、運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

- 第2条 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社に情報処理運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、取締役会の諮問に応じ、第4条に規定する事項を審議する。 (委員)
- 第3条 協議会は、委員40人以内で組織する。
- 2 委員は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理に関して専門的知識を有する者のうちから、取締役会が選任し、取締役社長が委嘱する。
- 3 委員の委嘱期間は、1年以内とし、再委嘱されることを妨げない。 (審議事項)
- 第4条 協議会は、次に掲げる事項その他の電子情報処理組織による輸出入等 関連業務の処理に関する専門的事項を審議する。
 - (1) 輸出入等関連業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機及びこれに附帯する機器の変更又は追加に関すること。
 - (2) 輸出入等関連業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラムの改善及び追加に関すること。

(議長)

- 第5条 協議会に議長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 2 議長は、協議会の会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代 理する。

(招集)

第6条 協議会は、代表取締役社長が招集する。

(平24総務1·一部改正)

(定足数及び議決の方法)

- **第7条** 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 代表取締役社長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者、関係行政機関の職員その他必要と認められる者の出席を求めることができる。

(平24総務6・一部改正)

(専門部会)

- **第9条** 協議会は、第4条に規定する事項に係る細目を調査させるため、必要 に応じ、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、取締役社長が委嘱する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する者の互選により、これを定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、協議会又は専門部会の運営に関し必要な事項は、議長又は部会長が、協議会又は専門部会に諮って定める。
- 2 前項定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平24総務 6·一部追加)

(その他)

第12条 この規程の改廃は、「規程管理規程」(平成20年総務規程第13号)の定める手続きに従い行うものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

(委嘱期間に関する経過措置)

第2条 第3条第3項の規定にかかわらず、最初の事業年度における委員の委 嘱期間については、1年6月以内とする。

附 則(平成24年2月1日総務規程第1号)

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附 則(平成24年4月11日総務規程第6号)

この規程は、平成24年4月11日から施行する。